

リビングライフグループ主催
ご契約者様だけの特別講座

確定申告講座

住宅ローン控除

～マイナンバーカード利用無 × 戸建住宅（新築・中古）× 共有名義～



LIVING LIFE
Co.,Ltd.

– パソコン・マイナンバーカード利用無 –

住宅ローン控除の確定申告方法 ～戸建住宅（新築・中古）～

〈注意事項〉

- 給与所得者、年末調整済みの方向けのご案内です。
- 住宅ローン控除の他、「医療費控除」「ふるさと納税」の申告方法も紹介しています。

目 次①

■ 必要書類一覧・注意事項	5~7ページ	■ 各種控除入力	21ページ
■ 申告内容事前チェック	8~12ページ	■ 医療費控除	22~24ページ
■ 源泉徴収票入力	13~16ページ	■ ふるさと納税（寄付金控除）	25~27ページ
■ 配偶者控除入力	17ページ	■ 生命保険料控除	28~30ページ
■ 16歳未満の扶養親族入力	18~19ページ	■ 地震保険料控除	31~33ページ

目 次②

- | | | | |
|-----------------|----------|-----------|-------|
| ■ 住宅ローン控除入力 | 34～50ページ | ■ 提出書類一覧 | 61ページ |
| ■ 入力内容確認 | 51～54ページ | ■ お問い合わせ先 | 62ページ |
| ■ 還付金額確認・本人情報入力 | 55～57ページ | | |
| ■ 帳票印刷・申告後データ保存 | 58～59ページ | | |
| ■ 提出方法・期限 | 60ページ | | |

必要書類等一覧 ~住宅ローン控除~

チェック欄	書類名	取得場所	備考欄
<input type="checkbox"/>	マイナンバー確認資料		マイナンバーの入力箇所があります マイナンバーカード・住民票等(提出書類ではありません)
<input type="checkbox"/>	令和2年分源泉徴収票	勤務先	令和2年1月~12月に支給された給与所得が記載のもの
<input type="checkbox"/>	住宅取得資金にかかる借入金年末残高証明書(原本)	借入金融機関等	令和3年1月末頃までに郵送されます 住宅ローンが複数ある方はすべて必要です※1
<input type="checkbox"/>	全部事項証明書(土地・建物)(原本)	法務局	所有権移転後のもの
<input type="checkbox"/>	売買契約書・請負契約書(写)	不動産会社	
<input type="checkbox"/>	中古住宅で基準の建築年数を超えた場合の証明書類		該当の場合のみ (耐震基準適合証明書・既存住宅性能評価書・既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証明書等)
<input type="checkbox"/>	認定長期優良住宅証明書		該当の場合のみ
<input type="checkbox"/>	住民票	役所	令和2年12月末までに購入物件に入居のもの (入居年月日確認用で提出書類ではありません)
<input type="checkbox"/>	すまい給付金の受取金額の確認資料	すまい給付金事務局	すまい給付金を受け取った方のみ これから申請する方、受け取っていない方は不要
<input type="checkbox"/>	住宅取得資金贈与を受けた金額の確認資料		該当の場合のみ 通帳など
<input type="checkbox"/>	税金の還付先口座の通帳		入力の際に使用します(提出書類ではありません)

※1 → 7ページ参照ください

必要書類一覧～医療費控除・ふるさと納税・生命保険料控除・地震保険料控除～ ※こちらは該当する方のみ必要となります※

チェック欄	書類名	取得場所	備考欄
<input type="checkbox"/>	医療費通知（医療費のお知らせ）		
<input type="checkbox"/>	医療費控除明細書及び付属する書類	国税庁HP	指定書式※2
<input type="checkbox"/>	寄付金受領証明書（ふるさと納税申告用）	納税地	複数ある場合はすべて
<input type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書	保険会社	年末調整を行っていない場合
<input type="checkbox"/>	地震保険料控除証明書	保険会社	年末調整を行っていない場合

※2 → 7ページ参照ください

注意事項

※1 年末残高証明書について

フラット35・ミックスローン等住宅ローンを複数お組みいただいている場合は
すべて必要となります

※2 医療費明細書指定書式について

医療費集計フォーム

https://www.keisan.nta.go.jp/r2/syotoku/ta_iryouhi_form_download.jsp?taxYear=20#bbctrl

医療費控除明細書

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/iryouhikoujo2.htm>

※資料出典：国税庁ホームページ

当資料はホームページを一部加工・編集して掲載しています。デザインは変更になる場合があります。

※当資料の税務等に関する記載内容は、2021年1月時点における法令その他情報に基づき作成しており
将来変更になる可能性がございます。

確定申告書の入力を始めましょう！



「確定申告特集」をクリック

国税庁のホームページへアクセス
(インターネットで「国税庁 確定申告書作成コーナー」を検索)

『所得税の確定申告』をクリック

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
ENHANCED BY Google

ホーム 税の情報・手続・用紙 刊行物等 法令等 お知らせ 国税庁等について

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 所得税の確定申告

所得税の確定申告

令和2年分 確定申告特集

確定申告特集では、申告・納税の期限のほか、申告書の作成・提出の方法や納税の方法など、確定申告に関する情報を紹介しています。

3 令和2年分 確定申告特集 確定申告書等の作成もこちらから

令和2年分の確定申告においてご留意いただきたい事項 (PDF/1,521KB)
個人事業者の方の確定申告

税について調べる

- 所得税（個人の確定申告書等の作成はこちから）
- タックスアンサー（よくある税の質問）
- 税の相談
- 税目別情報
- 路線価図・評価倍率表
- 災害関連情報
- 国際税務関係情報
- 税についての上手な調べ方

申告手続・用紙

令和2年分 特集 確定申告

確定申告会場に
お越しになる方へ
~会場への入場には入場整理券が必要です~
入場整理券の入手方法等についてはこちら

4

確定申告書等の作成はこちら ➤

画面の案内に沿って金額等を入力することにより
確定申告書等を作成することができます

「確定申告書等の作成はこちら」
をクリック

告・納税：所得税及び復興特別所得税・贈与税は令和3年3月15日まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和3年3月31日まで

【国税庁からのお知らせ】



スマートフォンでの申告が
さらに便利に！



マイナポータルから
控除証明書等を取得！



Chrome ×
マイナンバーカード方式
始まります！

「作成開始」をクリック

5



作成開始 >

• 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成



保存データを
利用して作成 >

• 途中で保存したデータ（拡張子が [.data]）
を読み込んで、作成を再開

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や支
配当等の内容を表計算ソフ
ウェアで確認することができます。

医療費集計フォーム

配当集計フォーム

メッセージボックスの確認

e-Taxの受付結果の確認や
データのダウンロードがで
きます。ご利用にはマイナンバーカ
ードリーダライタが必要な
（納税手続きなどの一部機能

確認する

税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

- i** マイナポータルから控除証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。
利用にあたっての準備作業については以下のリンクからご確認ください。
[マイナポータルの準備作業について](#)

税務署への提出方法を選択してください。

e-Taxで提出
マイナンバーカード方式



e-Taxで提出
ID・パスワード方式



印刷して提出



- 作成した申告書を印刷し、郵送等により提出します。

『印刷して提出』を
クリック

★注意★

パソコンで確定申告データを作成・印刷をして
管轄の税務署へ郵送もしくは持参していただきます

申告書等印刷を行う前の確認

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

ご利用のための事前確認を行います

推奨環境をご確認ください

国税庁において動作を確認した環境です。

OS	Windows 8.1 Windows 10
ブラウザ	Internet Explorer 11 Microsoft Edge 86 (※1) Firefox 82 Google Chrome 86
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

※1 ChromiumベースのMicrosoft Edgeが対象となります。

[WindowsとMacintosh両方の推奨環境を確認する場合はこちら](#)

プリントサービスのご案内

ご自宅で申告書等を印刷できない方は、コンビニエンスストア等でプリントサービスをご利用いただけます。

[プリントサービスのご案内はこちら](#)

利用規約をご確認ください

確定申告書等作成コーナーのご利用の際は、利用規約への同意が必要です。

利用規約をご確認いただき、同意された場合は「利用規約に同意して次へ」ボタンをクリックしてください。

[確定申告書等作成コーナーの利用規約はこちら](#)

『利用規約に同意して次へ』を
クリック

利用規約に同意して次へ

住宅ローン控除の申告の開始です

The diagram illustrates the process of starting the tax declaration for residential loan deduction. It shows two screenshots of the '確定申告書等作成コーナー' (Tax Return Document Creation Corner) interface.

Left Screenshot (Current Year Declaration):

- Header: 国税庁 確定申告書等作成コーナー 令和2年分
- Top Bar: ご利用ガイド よくある質問 検索
- Main Content: 作成する申告書等の選択
トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了
- Message Box: **i** 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。
- Buttons: 令和2年分の申告書等の作成 (with a red box around the downward arrow), 過去の年分の申告書等の作成, トップ画面へ戻る

Right Screenshot (Current Year Declaration Selection):

- Header: 国税庁 確定申告書等作成コーナー 令和2年分
- Top Bar: ご利用ガイド よくある質問 検索
- Main Content:
 - 作成する申告書等の選択
トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了
 - Information: 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。
 - Selection Options:
 - 所得税** (highlighted with a red box): 所得税の確定申告書を作成します (医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など)。
 - 決算書・収支内訳書
 - 消費税
 - 贈与税
 - 過去の年分の申告書等の作成
- Buttons: トップ画面へ戻る

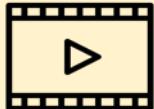
Bottom Screenshot (Input Method Selection):

- Header: 令和2年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー
- Top Bar: よくある質問 検索 ご利用ガイド
- Flowchart: トップ画面 → 事前準備 → 申告書等の作成 → 申告書等の送信・印刷 → 終了
- Input Method Selection: 入力方法選択 (with a red box around '選択'), 入力方法 選択 (with a red box around '選択'), 住民登録番号入力, 住承・氏名等入力
- Buttons: 作成開始 (highlighted with a red box)
- Text: <作成する申告書等の選択へ戻る

Callout Boxes:

- Large callout box at the bottom left: 令和2年分の申告書等の作成の「▼」をクリック
「所得税」をクリック
⇒ 移行後の画面で『作成開始』をクリック

補足動画



補足動画があります
こちらにアクセス
してください

申告書の作成をはじめる前に

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

申告される方の生年月日

昭和	年	月	日
----	---	---	---

申告内容に関する質問

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？	<input type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>

前に戻る

次へ進む

生年月日、申告内容に関する質問に
すべて答えてから
『次へ進む』 をクリック
※選択する内容により質問数は変わります

地震保険料控除・生命保険料控除の申告
⇒しない方は**次ページへ**
⇒する方は**15ページへ**

申告内容に関する質問

質問

給与以外に申告する収入はありますか？

回答

お持ちの源泉徴収票は1枚のみですか？

回答

勤務先で年末調整が済んでいますか？

回答

以下のいずれかの控除を受けますか？

- 医療費控除
- 寄附金控除
- 雑損控除
- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除
- 住宅耐震改修特別控除
- 住宅特定改修特別税額控除
- 認定住宅新築等特別税額控除

住宅ローン控除
の申告をするため
「はい」 を選択

以下の控除の他に確定申告で追加する控除や年末調整の内容に変更はありますか？

繰越損失額がある場合は「はい」を選択してください。

- 医療費控除
- 寄附金控除
- 雑損控除
- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除
- 住宅耐震改修特別控除
- 住宅特定改修特別税額控除
- 認定住宅新築等特別税額控除

生命保険料控除
地震保険料控除
を申告する方は
「はい」 を選択

税務署から予定納税額の通知を受けていますか？

[予定納税についてはこちら](#)

前に戻る

次へ進む

源泉徴収票の入力①（生命保険料控除・地震保険料控除なし）

給与所得の入力

源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された源泉徴収票の入力

データで交付された源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された「xmlデータ」（拡張子が「.xml」のもの）をお持ちですか。

はい いいえ

書面で交付された源泉徴収票の入力

書面で交付された源泉徴収票に記載されている金額について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。

入力内容の一覧

支払者の住所（居所）・所在地	支払金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額の内書き	操作
支払者の氏名・名称				

入力する

源泉徴収票の入力

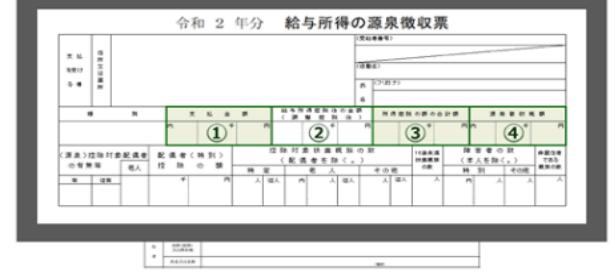
令和2年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。

①支払金額 円

②給与所得控除後の金額
入力不要です。

③所得控除の額の合計額 円

④源泉徴収税額
2段で記載されている場合、下の段の金額 円



源泉徴収票を紙で受け取っている方は
「いいえ」⇒「入力する」をクリック

※源泉徴収票を「.xmlデータ」で
受け取っている人は
「はい」⇒「ファイルを選択」を
クリックしデータの読み込みが可能です

源泉徴収票の入力②（生命保険料控除・地震保険料控除なし）

源泉徴収票の入力

令和2年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。

①支払金額
 円

②給与所得控除後の金額
入力不要です。
 円

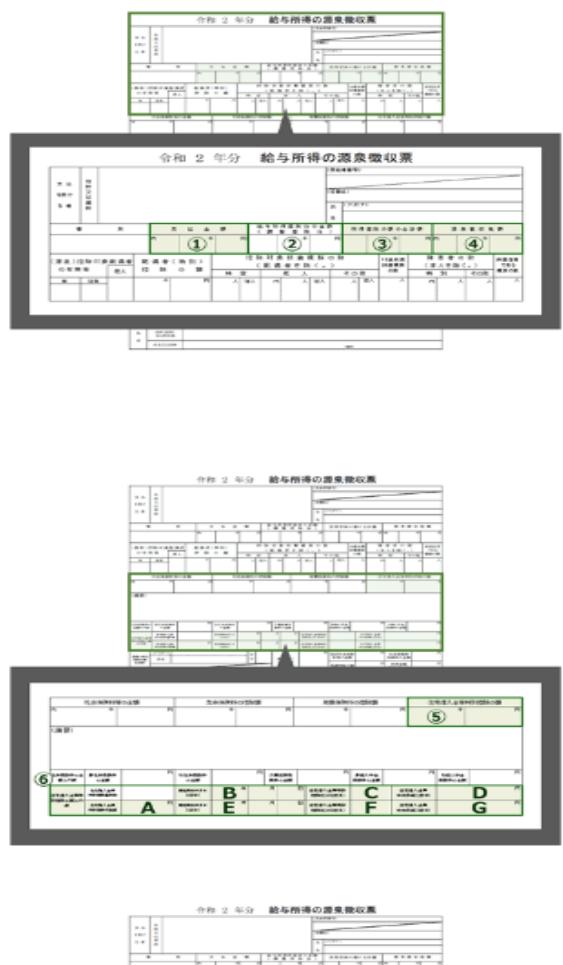
③所得控除の額の合計額
 円

④源泉徴収税額
2段で記載されている場合、下の段の金額
 円

源泉徴収税額が2段で記載（内書き）
2段で記載されている場合、上の段の金額

⑤住宅借入金等特別控除の額の記載
 あり なし

⑦所得金額調整控除額の記載
 あり なし



⑧支払者

住所（居所）又は所在地（全角28文字以内）（ビル名等省略可）

氏名又は名称（全角28文字以内）



キャンセル **入力内容の確認**

令和2年源泉徴収票をもとに赤枠内を入力

入力が完了後
『入力内容の確認』 をクリック

⇒20ページ左画面へ

源泉徴収票の入力①（生命保険料控除・地震保険料控除あり）

令和2年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

マイナンバーカード

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。
?をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得		(単位:円)		
所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (?)から表示金額の説明を確認できます。)	
事業所得(営業・農業) ?	入力する			(?)
不動産所得 ?	入力する			(?)
配当所得 ?	入力する			(?)
給与所得 ?	入力する			(?)

給与所得の『入力する』をクリック

給与所得の『入力する』をクリック

給与所得の入力

源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された源泉徴収票の入力

データで交付された源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された「xmlデータ」(拡張子が「.xml」のもの)をお持ちですか。

はい いいえ

書面で交付された年末調整済みの源泉徴収票の入力

□ 年末調整済みと年末調整済みでない源泉徴収票の見分け方

書面で交付された年末調整済みの源泉徴収票について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。

入力内容の一覧

支払者の住所(居所)・所在地	支払金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額の内書き	操作
支払者の氏名・名称				

入力する

源泉徴収票を紙で受け取っている方は
「いいえ」⇒「入力する」をクリック

※源泉徴収票を「.xmlデータ」で
受け取っている人は
「はい」⇒「ファイルを選択」を
クリックしデータの読み込みが可能です

源泉徴収票の入力②（生命保険料控除・地震保険料控除あり）

給与所得の入力

令和2年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

①支払金額
 円

②源泉徴収税額
2段で記載されている場合、下の段の合額
 円

源泉徴収税額が2段で記載（内書き） ①
2段で記載されている場合、上の段の合額

③「（源泉）控除対象配偶者の有無等」、「配偶者（特別）控除の額」のいずれかの記載
0の場合は「なし」を選択してください。
 あり なし

④控除対象扶養親族の数の記載
0の場合は「なし」を選択してください。
 あり なし

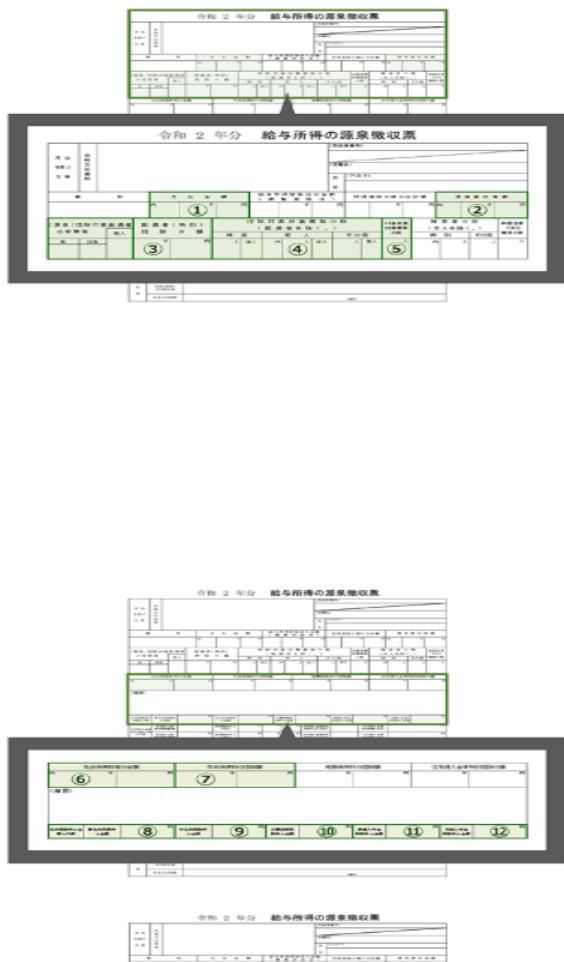
⑤16歳未満扶養親族の数の記載
 あり なし

⑥社会保険料等の金額
2段で記載されている場合、下の段の合額
 円

社会保険料等が2段で記載（内書き） ②
2段で記載されている場合、上の段の合額

⑦生命保険料の控除額の記載
 あり なし

⑧地震保険料の控除額の記載
 あり なし



⑨住宅借入金等特別控除の額の記載

あり なし

⑩所得金額調整控除額の記載

あり なし

⑪本人が障害者、⑫寡婦・ひとり親、 ⑬勤労学生のいずれかの記載

あり なし

⑭支払者

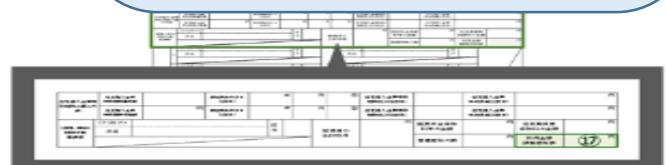
住所（居所）又は所在地（全角28文字以内）（ビル名等
省略可） ⑭

氏名又は名称（全角28文字以内）

源泉徴収票の内容を
記載の通りにすべて入力

「あり」「なし」の選択は
源泉徴収票を確認し選択

「あり」を選択した項目に
入力箇所が追加表示された場合
もれなく入力



すべて入力後クリック

配偶者控除の入力【該当する方のみ】 (生命保険料控除・地震保険料控除あり)

給与所得の入力

源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された源泉徴収票の入力

データで交付された源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）をお持ちですか。

はい いいえ

書面で交付された年末調整済みの源泉徴収票の入力

□ 年末調整済みと年末調整済みでない源泉徴収票の見分け方

書面で交付された年末調整済みの源泉徴収票について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。

入力内容の一覧

支払者の住所（店舗）・所在地	支払金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額の内書き	操作
1 東京都大田区西蒲田8-11-11 株式会社リビングライフ	5,639,260円	135,500円	円	訂正 削除

扶養支出控除の入力

給与所得者の特定支出控除の適用を受けますか？

□ 給与所得者の特定支出控除について

はい いいえ

ページ下部へスクロール

前に戻る 次へ進む

確認

● 給与所得の入力画面で、以下のいずれかの操作が行なわれました。
・所得控除等の内容の選択ボタンを選択又は変更
・入力を削除
引き続き、源泉徴収票に記載された所得控除等の入力画面へ遷移しますので、源泉徴収票をご用意の上、入力内容を確認してください。
(TA-M783002)

閉じる

配偶者（特別）控除の入力

● 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている方及び白色申告者の事業専従者は、配偶者（特別）控除の対象になりません。夫婦の間で互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名（全角10文字以内）

配偶者の生年月日

配偶者の障害者の該当

□ 障害者の該当についてはこちら
障害者の場合は選択してください。

国外居住状況

□ 配偶者の方が非居住者である。
□ 必要書類の提出

別居の該当

□ 配偶者の方と別居している。

配偶者の所得金額等

□ 入力方法はこちら
配偶者の給与の 収入 金額
給与所得の源泉徴収票の支払金額の合計を入力してください。
円

配偶者の公的年金等の既所得の 収入 金額
公的年金等の源泉徴収票の支払金額の合計を入力してください。
円

配偶者の上記以外の 所得 金額
収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額を入力してください。
円

次へ進む

「配偶者(特別)控除の入力」
画面に移動後
赤枠内の該当箇所を入力

右下の『次へ進む』をクリック

扶養控除（16歳未満）の入力①【該当する方のみ】 （生命保険料控除・地震保険料控除あり）

扶養控除の入力

⚠ 配偶者の方は「配偶者（特別）控除の入力」画面から入力してください。
本年分の合計所得金額が48万円を超える方は、扶養控除の対象になりません。
青色申告者の事業専従者としての給与の支払を受けている方及び白色申告者の事業専従者は、扶養控除の対象なりません。
他の納税者の同一会計配偶者又は扶養親族とされている方は、扶養控除の対象なりません。

扶養親族について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大16歳未満6人・16歳以上6人）

※ 満16歳未満の扶養親族の方をこの画面に入力すると、「住民税等」の入力画面に引き継がれます。

入力内容の一覧

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	年齢	扶養控除額	操作
					障害者控除額

入力する

次へ進む

扶養控除の入力

扶養親族の情報を入力してください。
※ 満16歳未満の扶養親族の方をこの画面に入力すると、「住民税等」の入力画面に引き継がれます。

扶養親族の氏名（全角10文字以内）

続柄

生年月日

障害者の該当

□ 障害者の該当についてはこちら
障害者の場合は選択してください。▼

国外居住親族

□ 扶養親族の方が非居住者である。
□ 必要書類のご案内

別居の該当

□ 扶養親族の方と別居している。

複数入力する場合はこちら

キャンセル 続けてもう1人入力 入力内容の確認

扶養控除(16歳未満)の方がいる場合の入力画面です
赤枠の『入力する』をクリックし内容を入力

完了後
赤枠の『入力内容の確認』をクリック

扶養控除（16歳未満）の入力②【該当する方のみ】 （生命保険料控除・地震保険料控除あり）

扶養控除の入力

扶養親族の情報を入力してください。
※ 満16歳未満の扶養親族の方をこの画面に入力すると、「住民税等」の入力画面に引き継がれます。

扶養親族の氏名（全角10文字以内）

続柄

生年月日
 年 月 日

障害者の該当
 [障害者の該当についてはこちら](#)

障害者の場合は選択してください。

国外居住親族
 扶養親族の方が非居住者である。
 [必要書類のご案内](#)

別居の該当
 扶養親族の方と別居している。

確認

年末時点で16歳未満となる方は、扶養控除の対象とはなりません。
入力した情報は、「住民税・事業税に関する事項の入力」画面に引き継がれます。
入力内容に誤りがない場合は、「はい」を、入力内容を確認する場合は、「いいえ」をクリックしてください。
(TA-W766003)

扶養控除の入力

扶養親族について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大16歳未満6人・16歳以上6人）
※ 満16歳未満の扶養親族の方をこの画面に入力すると、「住民税等」の入力画面に引き継がれます。

扶養親族について、扶養親族の氏名、続柄、生年月日、年齢、扶養控除額、障害者控除額を入力する

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	年齢	扶養控除額	操作
1 山田太郎	子	令和2年7月10日	0歳	0円	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>

次のページ右側の画面に進みます

給与所得の入力

源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された源泉徴収票の入力

データで交付された源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）をお持ちですか。

はい いいえ

書面で交付された源泉徴収票の入力

書面で交付された源泉徴収票に記載されている金額について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。

入力内容の一覧

支払者の住所（居所）・所在地	支払金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額の内書き	操作
東京都大田区西蒲田8-11-11	5,639,260円	135,500円	円	訂正 削除
株式会社リビングライフ				

前へ戻る 次へ進む

入力内容を確認後「次へ進む」をクリック
切り替わった画面のページ下部へスクロール
「**入力終了(次へ)>**」をクリック

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
 入力方法選択 申告書の作成をはじめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力
 書面提出

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。
 ?をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得 (単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (?から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得（営業・農業）?	入力する		
不動産所得?	入力する		
利子所得?	入力する		
配当所得?	入力する		
給与所得?	訂正・内容確認	✓	4,068,800
公的年金等	入力する		
雑所得?	入力する		
業務	入力する		
その他	入力する		

ページ下部へスクロール (単位：円)

分離課税の所得

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力内容から計算した所得金額 (?から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得?	入力する	
株式等の譲渡所得等?	入力する	
上場株式等に係る配当所得等?	入力する	
先物取引に係る雑所得等?	入力する	
退職所得?	入力する	

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

* 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ)>

トップ画面 → 事前準備 → 申告書等の作成 → 申告書等の送信・印刷 → 終了

入力方法選択 → 申告書の作成をはじめる前に → 収入額・所得金額入力 → **所得控除入力** → 税額控除・その他の項目の入力 → 計算結果確認 → 住民税等入力 → 住所・氏名等入力

書面提出

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額(所得控除)に関する項目の入力を行います。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。
確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。
配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除		(単位: 円)	
所得控除の種類 (各所得控除の要旨は こちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (?をクリック すると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除 ?	入力する		
医療費控除 ?	入力する		
社会保険料控除 ?	入力する		
小規模企業共済等掛金控除 ?	入力する		
生命保険料控除 ?	入力する		
地震保険料控除 ?	入力する		
寄附金控除 ?	入力する		
寡婦・ひとり親控除 ?	入力する		
勤労学生控除 ?	入力する		
障害者控除 ?	入力する		
配偶者控除 ?	入力する		
配偶者特別控除 ?	入力する		
扶養控除 ?	訂正・内容確認	<input checked="" type="checkbox"/>	16歳未満の扶養親族の方についてのみ入力されています。
基礎控除 ?			480,000
合計			480,000

医療費控除、寄附金控除(ふるさと納税)
生命保険料控除、地震保険料控除の入力です

住宅ローン控除のみの申告の方
⇒34ページへ

①医療費控除の申告のある方
⇒赤枠の『**入力する**』をクリックし
次ページへ

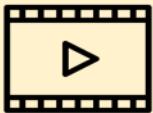
②寄附金控除(ふるさと納税)の方
⇒青枠の『**入力する**』をクリックし
26ページへ

③生命保険料控除の申告がある方
⇒緑枠の『**入力する**』をクリックし
29ページへ

④地震保険料控除の申告がある方
⇒黄色枠の『**入力する**』をクリックし
32ページへ

医療費控除の入力①【該当する方のみ】

補足動画



補足動画があります
こちらにアクセス
してください

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

適用する医療費控除の選択

適用する制度をクリック
今回の例では「医療費控除を適用する」を選択

「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」
両方の控除を重複して適用することはできません。

[□ それぞれの制度の違いについて](#)

医療費控除を
適用する

セルフメディケーション
税制を適用する

どちらを選択していいかわからない方へ

それぞれの控除額を試算して、どちらの適用を受けたほうが所得税額（国税）について有利となるか確認

控除額を試算する

～控除額の試算画面～

それぞれ金額を入力し
『入力した内容で判定する』
をクリックでどちらの制度が
有利か判定されます

適用を受ける控除額の試算

入力された所得金額と、支払った医療費の合計額から、どちらの適用を受けたほうが所得税額（国税）について有利となるか判定します。

⚠ 入力されている所得金額によって、判定結果が異なる可能性があります。必ず先に所得金額の入力を行ってください。
繰越損失額がある場合も、必ず先に入力を行ってください。

支払った医療費に関する入力

支払った医療費の総額を入力してください（通院費やセルフメディケーション税制の対象となる金額を含みます。）。

A 支払った医療費の総額
 円

B Aのうち、生命保険や社会保険などで被てんされる金額
C 生命保険や社会保険などで被てんされる金額の入力について
 円

セルフメディケーション税制に関する入力

支払った医療費の総額のうち、セルフメディケーション税制の対象となる特定一般用医薬品等購入費（スイッチOTC医薬品の購入費）の合計額を入力してください。

[□ セルフメディケーション税制の対象となる医薬品の選択肢の表示例](#)

C 特定一般用医薬品等購入費の合計額
 円

D Cのうち、生命保険や社会保険などで被てんされる金額
E 生命保険や社会保険などで被てんされる金額の入力について
 円

[入力した内容で判定する](#)

医療費控除の入力②【該当する方のみ】

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択（医療費控除）

入力方法の選択

[□ 入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら](#)

医療費の領収書から入力して、明細書を作成する

医療費集計フォームを読み込んで、明細書を作成する

医療費の合計額のみ入力する（別途作成した明細書を提出してください）

医療費通知（「医療費のお知らせ」など）や領収書から入力して、明細書を作成する

希望の項目を選択してください
選択した項目により入力方法が変わります
医療費集計フォームを利用する場合は
別途国税庁のホームページをご確認ください

今回の例では
『医療費の合計額のみ入力する』を選択します

医療費控除の入力③【該当する方のみ】

合計額の入力

⚠ 「合計額のみ入力する」を選択された場合、別途、「医療費控除の明細書」を作成する必要があります。
国税庁で公開している様式と同等の記載があれば、ご自身で作成した様式で提出することもできます。
[「医療費控除の明細書」のダウンロードはこちら](#)

A 支払った医療費の合計額

400,000 円

B Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

150,000 円

前に戻る

次へ進む

今回の例では

『医療費の合計額のみ入力する』を選択

『A 支払った医療費の合計額』

『B Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額』を入力

※別途、医療費控除の明細書の提出が必要です

入力後『次へ進む』をクリック

画面切り替わり後、計算結果を確認し『次へ進む』をクリック

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

計算結果の確認（医療費控除）

これまでに入力された内容から計算した結果、医療費控除の額は次のとおりになります。

項目	金額
A 支払った医療費	400,000円
B 保険金などで補てんされる金額	150,000円
C 差引金額（A - B）	250,000円
D 所得金額の合計額	4,068,800円
E D × 0.05	203,440円
F E と10万円のいずれか少ない方の金額	100,000円
G 医療費控除額（C - F）（注）	150,000円

（注）最高200万円、赤字のときは0円

前に戻る

次へ進む

所得控除		(単位 : 円)	
所得控除の種類 (各所得控除の概要は こちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除 ?	入力する		
医療費控除 ?	訂正・内容確認	<input checked="" type="checkbox"/>	150,000 ?
社会保険料控除 ?	入力する		?
小規模企業共済等掛金控除 ?	入力する		?
生命保険料控除 ?	入力する		?
地震保険料控除 ?	入力する		?
寄附金控除 ?	入力する		?
灾害・ひとり親控除 ?	入力する		?
配偶者控除 ?	入力する		?
配偶者特別控除 ?	入力する		?
扶養控除 ?	訂正・内容確認	<input checked="" type="checkbox"/>	16歳未満の扶養親族の方についてのみ入力されています。 ?
基礎控除 ?			480,000 ?
合計			630,000

※ 災害により住宅や家財に被害を受け、雑損控除と災害減免法による税金の減免のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額(国税)について有利な方法を自動で判定し計算します。

支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額(国税)が最も少なくなるように自動で判定し計算します。

[< 戻る](#) [入力終了\(次へ\)>](#)

医療費控除欄に金額が表示されました

- ①寄附金控除(ふるさと納税)のある方
⇒青枠の「**入力する**」をクリックし
次ページへ
- ②生命保険料控除のある方
⇒緑枠の「**入力する**」をクリックし
29ページへ
- ③地震保険料控除のある方
⇒黄色枠の「**入力する**」をクリックし
32ページへ
- ④寄附金控除(ふるさと納税)
地震保険料控除、
生命保険料控除の申告がない方
⇒赤枠の「**入力終了(次へ)>**」をクリックし
34ページ右へ

寄附金控除（ふるさと納税）の入力①【該当する方のみ】

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力

寄附先から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大150件）

入力内容の一覧

寄附年月日	寄附金の種類	支出した寄附金の金額	寄附先の所在地	操作
	寄附金の種類（詳細）		寄附先の名称	

入力する

①ふるさと納税の申告が複数ある方は
青枠もしくは黄色枠をクリック

②ふるさと納税の申告がすべて完了した方は
赤枠『入力内容の確認』をクリック

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

寄附年月日
令和 2 年 12 月 31 日

寄附金の種類
 寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら
 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）

都道府県又は市区町村のどちらに対する寄附か選択してください。
 都道府県に対する寄附 市区町村に対する寄附

リストボックスから都道府県名又は市区町村名を選択すると、寄附先の所在地及び名称が自動的に表示されます。
※ 市区町村を選択した場合は、「都道府県」、「市区町村」の順にそれぞれ選択してください。

北海道 - 市区町村を選択 -

支出した寄附金の金額
10,000 円

寄附先の所在地（全角28文字以内）
北海道札幌市中央区北三条西 6 丁目 1

寄附先の名称（全角28文字以内）
北海道

ふるさと納税に係る総務大臣の指定の有無
 ふるさと納税の対象とならない都道府県又は市区町村への寄附である。
[ふるさと納税の対象とならない都道府県又は市区町村の確認方法はこちら](#)

キャンセル 別の寄附先を入力する 同じ寄附先をもう1件入力する **入力内容の確認**

寄附金領収証に記載の
寄附年月日を入力

『都道府県、市区町村に対する
寄附金(ふるさと納税など)』を選択

ふるさと納税を行なった
都道府県、市区町村を
選択し寄附金の金額を入力

寄附先の所在地
名称は自動入力されます

寄附金控除（ふるさと納税）の入力②【該当する方のみ】

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力

寄附先から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大150件）

入力内容の一覧

	寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類（詳細）	支出した寄附金の金額	寄附先の所在地 寄附先の名称	操作
1	令和2年12月31日	都道府県、市区町村に対する寄附金 (ふるさと納税など) -	10,000 円	北海道札幌市中央区北 三条西 6 丁目 1 北海道	<button>訂正</button> <button>削除</button> <button>訂正</button>

[別の寄附金を入力する](#)

データで交付された証明書等の入力

寄附先から交付された「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）をお持ちですか。

[前に戻る](#) [次へ進む](#)

計算結果確認（寄附金控除、政党等寄附金等特別控除）X

i 入力された金額を基に計算した控除額は以下の通りです。
所得控除（国税）が最も少なくなるように自動で判定しています。
(TA-M761001)

所得控除 【8,000】円
税額控除 【0】円

[OK](#)

所得控除		(単位: 円)		
所得控除の種類 (各所得控除の概要は こちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)	
雑損控除 ?	入力する			?
医療費控除 ?	訂正・内容確認		150,000	?
社会保険料控除 ?	入力する		?	
小規模企業共済等掛金控除 ?	入力する		?	
生命保険料控除 ?	入力する		?	
地震保険料控除 ?	入力する		?	
寄附金控除 ?	訂正・内容確認		8,000	?
寡婦・ひとり親控除 ?	入力する		?	
勤労学生控除 ?	入力する		?	
障害者控除 ?	入力する		?	
配偶者控除 ?	入力する		?	
配偶者特別控除 ?	入力する		?	
扶養控除 ?	訂正・内容確認		16歳未満の扶養親族の方についてのみ入力されています。 ?	
基礎控除 ?			480,000	
合計			638,000	

※

- 災害により住宅や家財に被害を受け、雑損控除と災害減免法による税金の減免のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）について有利な方法を自動で判定し計算します。
- 支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）が最も少くなるように自動で判定し計算します。

[< 戻る](#) 入力終了(次へ)>

寄附金控除欄に金額が表示されました

- ①生命保険料控除のある方
⇒緑枠の「**入力する**」をクリックし
次ページへ
- ②地震保険料控除のある方
⇒黄色枠の「**入力する**」をクリックし
32ページへ
- ③地震保険料控除、
生命保険料控除の申告がない方
⇒赤枠の「**入力終了(次へ)>**」をクリックし
34ページ右へ

生命保険料控除の入力①【該当する方のみ】

生命保険料控除の入力

証明書等の入力

保険会社等から交付された証明書等の入力

注意 年末調整済みの源泉徴収票に記載されている生命保険料は、給与所得の入力画面から入力してください。
また、年末調整時に使用した証明書等のXMLデータは、反映させないでください。

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大10件）
※同じ証明書内容を入力しないよう注意ください。

入力内容の一覧

適用制度	保険の種類	支払った保険料の額	操作

入力する

生命保険料控除の入力

保険料の証明書等を1件ずつ入力してください。

①適用制度の選択
適用制度を選択してください▼

②証明書等に記載されている内容を基に入力してください。
実際に支払った一般生命保険料の額
円

実際に支払った介護医療保険料の額
円

実際に支払った個人年金保険料の額
円

生命保険料控除証明書を参照しながら入力
入力完了後、『入力内容の確認』をクリック

見本

令和 年分 生命保険料控除証明書(〇〇用)

契約者 国税 太郎 様

適用制度	新生命保険料控除制度	①
契約番号 (証券記号番号)	適用制度欄に記載された生命保険料の部分を選択してください。	
保険種類		
償却期間	年	
契約日	令和 年 月 日	

12月分までお読みになる場合の払込額は以下のとおりです。

分類	年間保険料	配当金(相当額)	申告額
一般	円	円	円
介護医療	円	円	円
個人年金	円	円	円

証明日 令和 年 月 日 生命保険株式会社

(注)実際に支払った金額を入力してください。
※控除証明書の様式は保険会社によって異なります。

キャンセル 続けてもう1件入力 **入力内容の確認**

生命保険料控除の入力②【該当する方のみ】

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大10件）
※同じ証明書内容を入力しないようご注意ください。

入力内容の一覧

適用制度	保険の種類	支払った保険料の額	操作
1 新制度	一般生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料	120,000円 50,000円 0円	訂正 削除

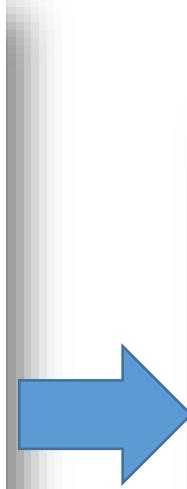
別の証明書等を入力する

データで交付された証明書等の入力

保険会社等から交付された「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）をお持ちですか？

はい いいえ

前に戻る 次へ進む



計算結果確認（生命保険料控除）

i 入力された金額を基に計算した控除額は【 72,500 】円です。

控除額内訳：

一般生命保険分	40,000 円
介護医療保険分	32,500 円
個人年金保険分	0 円

(TA-M759001)

OK

所得控除		(単位:円)	
所得控除の種類 (各所得控除の概要は こちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除 ?	入力する		
医療費控除 ?	訂正・内容確認		150,000 ?
社会保険料控除 ?	入力する		?
小規模企業共済等掛金控除 ?	入力する		?
生命保険料控除 ?	訂正・内容確認		72,500 ?
地震保険料控除 ?	入力する		?
寄附金控除 ?	訂正・内容確認		8,000 ?
寡婦・ひとり親控除 ?	入力する		?
勤労学生控除 ?	入力する		?
障害者控除 ?	入力する		?
配偶者控除 ?	入力する		?
配偶者特別控除 ?	入力する		?
扶養控除 ?	訂正・内容確認		16歳未満の扶養親族の方についてのみ入力されています。 ?
基礎控除 ?			480,000
合計			710,500

※ ・ 災害により住宅や家財に被害を受け、雑損控除と災害減免法による税金の減免のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）について有利な方法を自動で判定し計算します。
 ・ 支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）が最も少くなるように自動で判定し計算します。

[< 戻る](#) [入力終了\(次へ\)>](#)

生命保険料控除欄に金額が表示されました

- ①地震保険料控除のある方
⇒黄色枠の「**入力する**」をクリックし
次ページへ
- ②地震保険料控除の申告がない方
⇒赤枠の「**入力終了(次へ)>**」をクリックし
34ページ右へ

地震保険料控除の入力①【該当する方のみ】

地震保険料控除の入力

証明書等の入力

保険会社等から交付された証明書等の入力

⚠ 年末調整済みの源泉徴収票に記載されている地震保険料は、給与所得の入力画面から入力してください。
また、年末調整時に使用した証明書等のXMLデータは、反映されないでください。

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大10件）

入力内容の一覧

保険の種類	支払った保険料の額	操作

入力する

地震保険料控除の入力

保険料の証明書等を1件ずつ入力してください。

①保険の種類
保険の種類を選択してください

②証明書等に記載されている内容を基に入力してください。
実際に支払った地震保険料の額
円

実際に支払った旧長期損害保険料の額
円

地震保険料控除証明書を参照しながら入力
入力完了後
『**入力内容の確認**』をクリック

見本

令和 年分 地震保険料控除証明書

保険契約者	国税 太郎
証券番号	xxxxxx
保険の種類	地震保険 ①
保険の対象	建物
保険期間	令和 年 月 日から 年間（地震保険） ②
控除対象保険料	円
その他	上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

火災保険株式会社 令和 年 月 日

*控除証明書の様式は保険会社によって異なります。

キャンセル 続けてもう1件入力 **入力内容の確認**

地震保険料控除の入力②【該当する方のみ】

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。 (最大10件)

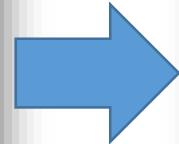
保険の種類	支払った保険料の額	操作
1 地震保険料	70,000円	<button>訂正</button> <button>削除</button>

[別の証明書等を入力する](#)

データで交付された証明書等の入力

保険会社等から交付された「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）をお持ちですか。

[前に戻る](#) [次へ進む](#)



計算結果確認 (地震保険料控除) X

i 入力された金額を基に計算した控除額は【50,000】円です。
(TA-M760001)

OK

住宅ローン控除の入力に進みます

所得控除

所得控除の種類 (各所得控除の概要は こちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? をクリックすると表示金額の説明を確認できます。)
雑損控除 ?	入力する		
医療費控除 ?	訂正・内容確認	✓	150,000
社会保険料控除 ?	入力する		
小規模企業共済等掛金控除 ?	入力する		
生命保険料控除 ?	訂正・内容確認	✓	72,500
地震保険料控除 ?	訂正・内容確認	✓	50,000
寄附金控除 ?	訂正・内容確認	✓	8,000
寡婦・ひとり親控除 ?	入力する		
勤労学生控除 ?	入力する		
障害者控除 ?	入力する		
配偶者控除 ?	入力する		
配偶者特別控除 ?	入力する		
扶養控除 ?	訂正・内容確認	✓	16歳未満の扶養親族の方についてのみ入力されています。
基礎控除 ?			480,000
合計			760,500

※ 災害により住宅や家財に被害を受け、雑損控除と災害減免法による税金の減免のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）について有利な方法を自動で判定し計算します。
支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）が最も少くなるように自動で判定し計算します。

< 戻る 入力終了(次へ)>

入力内容を確認し『入力終了(次へ)』をクリック

マイナンバーカード

税額控除・その他の項目の入力

税額控除

税額控除の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除			
投資税額等控除			
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 ?	入力する		
政党等寄附金等特別控除 ?	入力する		

住宅借入金等特別控除の『入力する』をクリック

住宅ローン控除の入力①

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > 必要事項入力 > 計算結果確認

取得形態等の入力

データで交付された住宅借入金等特別控除証明書の入力
税務署から交付された年末調整のための(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除証明書「xmlデータ」(拡張子が「.xml」のもの)をお持ちですか。

はい いいえ

住宅の取得形態等の選択
ご自身に当てはまるものを選択してください。

住宅の新築又は土地付きの新築住宅を購入した
 住宅の敷地となる土地を借入金等により購入した後で住宅を新築した
 中古住宅を購入した
 住宅の増改築等をした
 転勤命令などにより住宅を居住の用に供しなくなった後、再び居住の用に供した
 控除額の計算が済んでいる

災害を受けた方へ
以下のいずれかに該当する方は、上記の選択は不要です。

居住の用に供していた住宅が平成28年1月1日以後に災害により、居住の用に供することができなくなった
 東日本大震災により居住の用に供していた住宅に被害を受けた

土地を購入した年月日の入力

令和 年 月 日

住宅に居住を始めた年月日の入力

令和 年 月 日

引っ越しされた日付を入力
入力後『次へ進む』をクリック

前に戻る 次へ進む

土地と建物を別々で契約した方は表示されます

土地の引渡日を入力
(全部事項証明書の所有権移転日を参照)

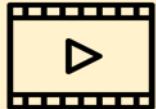
新築建売住宅を購入した方

土地と建物を別々で契約した方

中古戸建住宅を購入した方

住宅ローン控除の入力②

補足動画



補足動画があります
こちらにアクセス
してください

該当の項目を選択しクリック

選択した項目により
質問数が増えますので
表示された質問すべてに
ご回答ください

すまい給付金
すでに受け取っている方は
『はい』
受け取っていない方・
未申請の方は
『いいえ』

ご両親様等から資金援助を
受けており贈与税の申告を
する場合は『はい』

基本情報入力 > 事前準備確認 > 必要事項入力 > 計算結果確認

住宅や土地についての質問

あなたが取得した住宅等に関する質問にお答えください。

質問	回答
1 住宅はマンションなどの区分所有建物ですか？	<input type="button" value="はい"/> <input checked="" type="button" value="いいえ"/>
2 土地を借入金等により購入しましたか？	<input checked="" type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>
3 住宅に事業用等で使用している部分がありますか？ <small>住宅を全て商住用として使用している場合は『いいえ』を選択してください。</small>	<input type="button" value="はい"/> <input checked="" type="button" value="いいえ"/>
4 土地に事業用等で使用している部分がありますか？ <small>土地を全て商住用として使用している場合は『いいえ』を選択してください。</small>	<input type="button" value="はい"/> <input checked="" type="button" value="いいえ"/>
5 住宅は共有名義ですか？ <small>登記事項証明書に共有持分が記載されている場合は『はい』を選択してください。 → 登記事項証明書の見方はこちら</small>	<input checked="" type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>
6 土地は共有名義ですか？ <small>登記事項証明書に共有持分が記載されている場合は『はい』を選択してください。 → 登記事項証明書の見方はこちら</small>	<input checked="" type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>
7 購入された日から購入の日までの期間が20年（マンションなどの耐火建築物については25年）以内ですか？ <small>購入された日は登記事項証明書に記載されています。 → 登記事項証明書の見方はこちら</small>	<input type="button" value="はい"/> <input checked="" type="button" value="いいえ"/>
8 耐震基準（地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるもの）に適合する建物ですか？ <small>建築上等の耐震基準適合証明書（住宅の購入の日前2年以内にその認定のための住宅の調査が終了したもの）などをお持ちの方は、『はい』を選択してください。 → 確認するための建物の一覧はこちら</small>	<input checked="" type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>
9 住宅や土地の取得に補助金等の交付を受けていますか？ <small>補助金等には、すまい給付金や地方公共団体などから交付されるものが該当します。 → すまい給付金の詳細はこちら</small>	<input checked="" type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>
10 住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けていますか？ <small>「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用がある場合は『はい』を選択してください。</small>	<input type="button" value="はい"/> <input checked="" type="button" value="いいえ"/>
11 前年分以降に年末調整又は確定申告でこの控除を受ける際に利用する書類が必要ですか？ <small>この書類を利用して年末調整又は確定申告でこの控除を受ける方はこちら</small>	<input checked="" type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>

土地・建物別契約の方は
表示されません

土地・建物の全部事項証明書を確認
所有者が2人以上記載の場合『はい』
所有者が1人の場合『いいえ』

この項目は
『中古の方のみ』
表示されます
A⇒建物の全部事項証明書を確認
築20年超の場合『いいえ』

B⇒耐震基準適合証明書・
瑕疵保険付保証明書等が
発行されている場合『はい』

『はい』を選択

住宅ローン控除の入力③

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

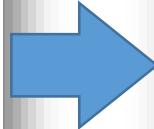
基本情報入力 > 事前準備確認 > 必要事項入力 > 計算結果確認

住宅や土地についての質問

あなたが取得した住宅等に関する質問にお答えください。

質問	回答
1 住宅はマンションなどの区分所有建物ですか？	はい いいえ
2 土地を借入金等により購入しましたか？	はい いいえ
3 住宅に事業用等で使用している部分がありますか？ 住宅を全て居住用として使用している場合は「いいえ」を選択してください。	はい いいえ
4 土地に事業用等で使用している部分がありますか？ 土地を全て居住用として使用している場合は「いいえ」を選択してください。	はい いいえ
5 住宅は共有名義ですか？ 登記事項証明書に共有持分が記載されている場合は「はい」を選択してください。 ⇒ 登記事項証明書の見方はこちら	はい いいえ
6 土地は共有名義ですか？ 登記事項証明書に共有持分が記載されている場合は「はい」を選択してください。 ⇒ 登記事項証明書の見方はこちら	はい いいえ
7 住宅や土地の賃貸に申し補助金等の交付を受けましたか？ ※この質問に「はい」を選択された場合は、この書類を利用することで年次調整又は算定中古での控除を受ける際に利用できる書類がございます。	はい いいえ
9 会社引け後に年末調整又は算定中古での控除を受ける際に利用できる書類がございますか？ □ この書類を利用して年末調整又は算定中古での控除を受ける方法はどちら	はい いいえ

前に戻る 次へ進む



(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > 必要事項入力 > 計算結果確認

必要書類と適用要件の確認

入力に必要な書類の用意

控除額の計算に必要ですので、以下の全ての書類を用意してください。

- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- 住宅の登記事項証明書など
- 住宅の売買契約書や工事請負契約書など
- 土地の登記事項証明書など
- 土地の売買契約書など
- 交付を受けた補助金等の額を証する書類
- 住宅取得資金の贈与に特例に係る住宅取得資金の額を証する書類
※贈与においては、原則として、贈与者と受取者が同一の個人である場合に限り、贈与による控除が受けられる。ただし、贈与者が法人である場合は、贈与による控除は受けられない。
- ✓ 贈与により取得したもの(はい)
- ✓ 給与所得者の場合、使用者又は事業主団体から、使用人である地位に基づいて住宅又は土地を時価の2分の1未満の価額で譲り受けていない。

前に戻る 次へ進む

住宅ローン控除の入力④

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > 必要事項入力 > 計算結果確認

金額や面積の入力

住宅に関する事項の入力

□ 住宅と土地の金額が分かれていらない場合の入力方法はどちら
取得対価の額を入力してください（売買契約書などに記載されています）。
消費税の記載がある場合、税込みの金額を入力してください。

1 円

2 取得対価の額に含まれる消費税及び地方消費税額の合計額の全額が、[8%の税率](#)により計算されたものですか？
〔はい〕 いいえ

3 床面積を小数点第2位まで入力してください（登記事項証明書に記載されています）。
 m²

あなたの持分、共有者の氏名と共有者の持分を入力してください（登記事項証明書に記載されています）。

氏名	フリガナ	持分
あなた		持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>
		持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>
		持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>

土地に関する事項の入力

1 取得対価の額を入力してください（売買契約書などに記載されています）。
 円

4 面積を小数点第2位まで入力してください（登記事項証明書に記載されています）。
 m²

あなたの持分、共有者の氏名と共有者の持分を入力してください（登記事項証明書に記載されています）。

氏名	フリガナ	持分
あなた		持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>
		持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>
		持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>

前に戻る 次へ進む

補足動画



補足動画があります
こちらにアクセス
してください

入力の際の確認書類

- ①住宅、土地の取得対価の額とは
建物価格、土地価格を指します
⇒売買契約書

売主が個人の場合で土地と住宅の金額が
分かれていらない場合は
**住宅に関する事項の『取得対価の額』に
売買価格総額を入力し
土地に関する事項の『取得対価の額』は
空欄にします**

- ②消費税率、消費税額⇒売買契約書
(売主が個人の場合は非課税)
(契約日が2019年3月31日以前の方は8%)
(契約日が2019年4月1日以後の方は10%)
- ③床面積、住宅の持分 ⇒ 全部事項証明書(建物)
- ④土地面積、土地の持分 ⇒ 全部事項証明書(土地)

住宅ローン控除の入力⑤

売買契約書に建物、土地の内訳の記載が無い場合
⇒消費税から建物価格の算出します

建物価格 = 消費税額 ÷ 消費税率 + 消費税額

例)消費税100万円、税率10%
 $100\text{万円} \div 10\% + 100\text{万円} = 1100\text{万円}$

売主が個人の場合で土地と住宅の金額が分かれていらない場合は
住宅に関する事項の『取得対価の額』に売買価格総額を入力します

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > **必要事項入力** > 計算結果確認

金額や面積の入力

住宅に関する事項の入力

[住宅と土地の金額が分かれていない場合の入力方法は](#)こちら
取得対価の額を入力してください（売買契約書などに記載されています）。
消費税の記載がある場合、税込みの金額を入力してください。

円

[売買契約書参照](#)

取得対価の額に含まれる消費税及び地方消費税額の合計額の全額が、
[8%の税率](#)により計算されたものですか？

はい いいえ

取得対価の額に含まれる消費税及び地方消費税額の合計額の全額が、
[10%の税率](#)により計算されたものですか？

はい いいえ

消費税額及び地方消費税額の合計額を入力してください（売買契約書などに記載されています）。

円

[全部事項証明書\(建物\)参照](#)

床面積を小数点第2位まで入力してください（登記事項証明書に記載されています）。

m²

あなたの持分、共有者の氏名と共有者の持分を入力してください（登記事項証明書に記載されています）。

氏名	フリガナ	持分
あなた		持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>
		持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>

住宅ローン控除の入力⑥（土地に関する入力）

土地に関する事項の入力

取得対価の額を入力してください（売買契約書などに記載されています）。

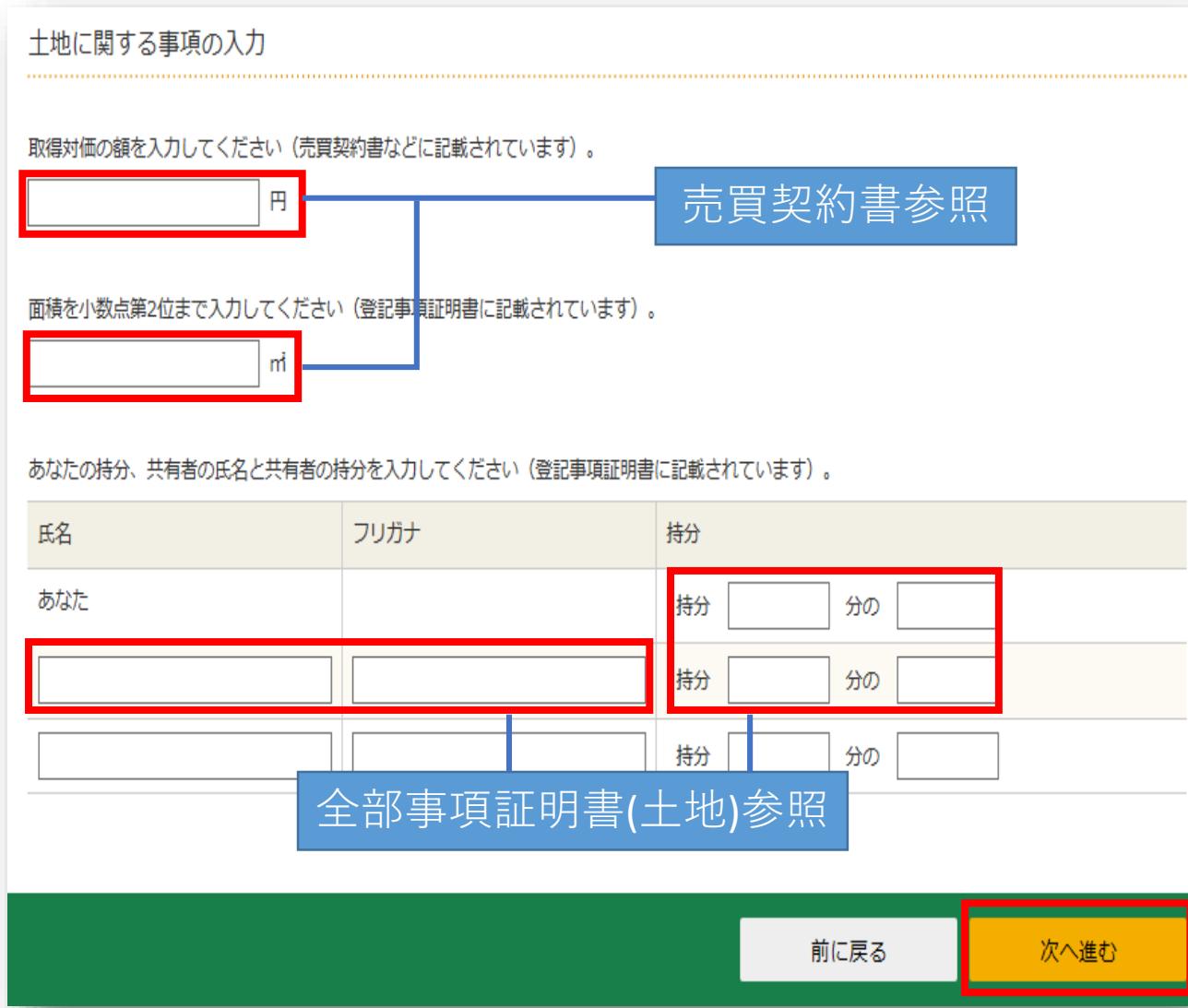
面積を小数点第2位まで入力してください（登記事項証明書に記載されています）。

あなたの持分、共有者の氏名と共有者の持分を入力してください（登記事項証明書に記載されています）。

氏名	フリガナ	持分
あなた		持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>
		持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>
		持分 <input type="text"/> 分の <input type="text"/>

全部事項証明書(土地)参照

[前に戻る](#) [次へ進む](#)



売主が個人の場合で土地と住宅の金額が分かれていらない場合は
土地に関する事項の『取得対価の額』は空欄にします

住宅、土地に関する事項をすべて入力後『次へ進む』をクリック

①すまい給付金を受け取っている方
⇒次ページへ

②すまい給付金を受け取っておらず
住宅購入に際し贈与を受けた方
⇒43ページへ

③すまい給付金、贈与とともに無い方
⇒44ページへ

すまい給付金の入力①【該当する方のみ】

補足動画

 補足動画があります
こちらにアクセスしてください

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > **必要事項入力** > 計算結果確認

補助金の入力

補助金等に関する事項の入力

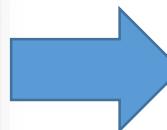
「補助金等に関する事項を入力する」ボタンをクリックして、補助金に関する入力をしてください。

入力の内容の一覧

交付対象	補助金等の額	操作
------	--------	----

補助金等に関する事項を入力する

前に戻る 次へ進む



補助金等に関する事項の入力

交付対象

家屋及び土地等

補助金等の額

すまい給付金を入力する場合には、給付基礎額（持分割合を乗ずる前の金額）を入力してください。
給付基礎額が不明な場合は、給付額÷家屋の共有持分で計算した金額を入力してください。
(例) 給付額 100,000円 ÷ 家屋の共有持分 1 / 2 = 200,000円の場合、200,000円と入力してください。

400,000 円

キャンセル 入力内容の確認

交付対象は「**家屋及び土地等**」を選択

補助金等の額は「**給付基礎額**」を入力
「給付基礎額」が不明の場合は給付額 ÷ 持分
例) 給付額 : 20万円、持分1/2の場合
 $20\text{万円} \div 1/2 = 「400,000円」$ と入力

入力完了後、「**入力内容の確認**」をクリック

すまい給付金の入力②【該当する方のみ】

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > **必要事項入力** > 計算結果確認

補助金の入力

補助金等に関する事項の入力

「補助金等に関する事項を入力する」ボタンをクリックして、補助金に関する入力をしてください。

入力の内容の一覧

交付対象	補助金等の額	操作
1 家屋及び土地等	400,000円	訂正 削除

別の補助金等に関する事項を入力する

前に戻る **次へ進む**

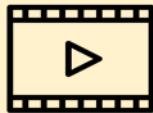
入力内容を確認後
『次へ進む』 をクリック

①住宅購入に際し贈与を受けた方
⇒次ページへ

②贈与を受けていない方
⇒44ページへ

贈与を受けた金額の入力【該当する方のみ】

補足動画



補足動画があります
こちらにアクセス
してください

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > 必要事項入力 > 計算結果確認

贈与を受けた金額の入力

住宅取得等資金の贈与税の特例に関する事項の入力

住宅取得等資金の贈与税の特例の適用を受けた（又は受ける）金額の合計額を入力してください。
※住宅と土地等に分けて入力できない場合は、取得対価の額等で按分して計算した金額を入力しても差し支えありません。

住宅

4,134,545 円

土地等

5,865,455 円



住宅取得等資金の贈与税の特例の適用を受けるためには、別途、贈与税の申告が必要となります。
[贈与税の申告手続についてはこちら](#)

前に戻る

次へ進む

贈与金額の入力方法

贈与を受けた金額を住宅と土地等の金額で按分します

例) 住宅価格(建物価格) : 2274万円
土地価格 : 3226万円
売買代金合計 : 5500万円
贈与金額 : 1000万円

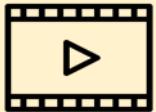
$$\text{住宅} \Rightarrow 1000\text{万円} \times (2274\text{万円} \div 5500\text{万円}) \\ = 4,134,545\text{円}$$

$$\text{土地等} \Rightarrow 1000\text{万円} \times (3226\text{万円} \div 5500\text{万円}) \\ = 5,865,455\text{円}$$

按分した金額を入力し
「次へ進む」をクリック

住宅ローン年末残高の入力①

補足動画



補足動画があります
こちらにアクセス
してください

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > **必要事項入力** > 計算結果確認

年末残高の入力

データで交付された年末残高等証明書の入力

金融機関等から交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書「xmlデータ」（拡張子が「.xml」のもの）をお持ちですか。

はい いいえ

書面で交付された年末残高等証明書の入力

書面で交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書について、「年末残高証明書を入力する」ボタンをクリックして入力してください。

入力の内容の一覧

	住宅借入金等の内訳	年末残高	当初金額	操作

年末残高証明書を入力する

前に戻る 次へ進む

入力の際の確認書類

金融機関から届いているご自身宛の
『年末残高証明書』

※お二人でローンを組まれている方
⇒お相手宛の残高証明書の入力はしません
のでご注意ください

※お1人でローンを2本組まれている方
(例：フラット35で2本ローンの方、
ミックスローンの方)
は残高証明書も2種類発行されていますので
両方ご準備ください

住宅ローン年末残高の入力②

年末残高証明書の入力

①住宅借入金等の内訳

住宅のみ 土地等のみ 住宅及び土地等

②年末残高

43,800,000 円

③当初金額

45,000,000 円

④摘要欄に連帯債務者の記載がありますか？

はい いいえ

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書		
住宅取得資金の借入 され等をしている者 の氏名	住 所	
住 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	①
住宅借入金等の金額	年次残高	円 ②
	当初金額	円 ③
償 進 期 間 又 は 延 期 期 間	年 月 から の 年 月 まで	年 月 間
民 住 用 家 屋 の 収 入 の 額 又は増改築等に要した費用の額	円	
(摘要)	④	

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、 年 月 日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同法第41条に規定する新築改修住宅借入金等の金額又は同法第8項に規定する多住常同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

(住宅借入金等に係る債権者等)
所 在 地
名 称
(事業登録番号等)

※ この証明書は、家庭の新築、購入又は増改築等をして、その家庭に入居し又は増改築等をした部分を居住の用に供した人で、(特定港湾業者等)住宅借入金等特別控除を受け得る人が、その控除を受ける場合に、税務署又は給付の支払者に提出するためのものです。

<参考> 個人住戸数の住宅借入金等特別控除制度について

平成21年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額(特定港湾業者等に係るものとされます。)がある方については、翌年度分の個人住戸数からも控除できる場合があります。
詳しくは、お住まいの市町村にお尋ねください。

キャンセル

続けてもう1件入力

入力内容の確認

残高証明書の内容を確認しながら入力

ご自身宛の残高証明書が2枚ある方
⇒青枠内「**続けてもう1件入力**」をクリック

残高証明書すべての入力が完了した方
⇒赤枠内「**入力内容の確認**」をクリック

住宅ローン年末残高の入力③

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > **必要事項入力** > 計算結果確認

年末残高の入力

データで交付された年末残高等証明書の入力

金融機関等から交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）をお持ちですか。

はい いいえ

書面で交付された年末残高等証明書の入力

書面で交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書について、「年末残高証明書を入力する」ボタンをクリックして入力してください。

入力内容の一覧

住宅借入金等の内訳	年末残高	当初金額	操作
1 住宅及び土地等	43,800,000円	45,000,000円	訂正 削除

別の年末残高証明書を入力する

戻る 次へ進む

入力内容確認後、『次へ進む』をクリック

①年末残高証明書に
『連帯債務』と記載のある方
⇒次ページへ

②年末残高証明書に
『連帯債務』の記載が無い方
⇒50ページへ

連帯債務の入力①【該当の方のみ】

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > 必要事項入力 > 計算結果確認

連帯債務の入力

取得した資産に係る取得対価の額と持分の確認

共有者(連帯債務者)の氏名	あなた	山田 花子	合計額
住宅の取得対価の額			22,736,190円
各共有者の共有持分(住宅)	67/100	33/100	
土地等の取得対価の額			32,263,810円
各共有者の共有持分(土地)	67/100	33/100	

取得した資産に係る借入金等の状況の入力

2か所以上から住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の交付を受けている場合、全ての証明書の合計を入力してください。

共有者(連帯債務者)の氏名	あなた	山田 花子	合計額
各共有者の単独債務による当初借入金額	0円	0円	0円
当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	0円	0円	
連帯債務による当初借入金額			45,000,000円
各共有者の自己資金負担額 (いわゆる頭金の負担額)	0円	0円	0円

連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合と年末残高

上記の入力から計算した、連帯債務による借入金の負担割合と年末残高です。

負担割合と
借入残高が合わない
とエラーになります

※負担割合合計
122.22%

共有者(連帯債務者)の氏名	あなた	山田 花子	合計額
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合			
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高	35,807,820円	17,664,540円	43,800,000円

⚠ 計算の結果、以下の金額間に相違があるため、調整が必要になります。
各共有者の自己資金負担額を各共有者間で調整して減額(増額)し、「*負担割合合計」が100%になるように入力してください。

補足動画



補足動画があります
こちらにアクセス
してください

青枠・黄色枠内に金額を入力し
赤枠を「100%」となるように調整します

この連帯債務の入力は
大きく次の2つに分かれますので
該当するケースを参考に入力してください

①自己資金が入っている方
⇒次のページへ

②諸費用分もローンを組んでいる方
⇒49ページへ

連帯債務の入力②-1【該当の方のみ】

自己資金が入っている場合

2か所以上から住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の交付を受けている場合、全ての証明書の合計を入力してください。

共有者（連帯債務者）の氏名	あなた	山田 花子	合計額
各共有者の単独債務による当初借入金額	0円	0円	0円
当該債務に係る住宅借入金等による年末残高	0円	0円	0円
連帯債務による当初借入金額		45,000,000円	
各共有者の自己資金負担額（いわゆる頭金の負担額）	0円	0円	0円

連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合と年末残高

上記の入力から計算した、連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合と年末残高は以下のとおりです。

共有者（連帯債務者）の氏名	あなた	山田 花子	合計額
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合	81.89 %	40.33 %	*負担割合合計 122.22%
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高	35,867,820円	17,664,540円	43,800,000円

⚠ 計算の結果、以下の金額間に相違があるため、調整が必要になります。

各共有者の自己資金負担額を各共有者間で調整して減額（増額）し、「*負担割合合計」が100%になるように入力してください。

借入金額が住宅や土地の取得対価の額を超えている場合（いわゆるオーバーローンの場合）は、「各共有者の自己資金負担額」にマイナス金額を入力して調整してください。

- ・住宅及び土地の取得対価の額

55,000,000円

- ・当初借入金額の合計額と自己資金負担額の合計額

45,000,000円

入力完了し、青枠内「負担割合合計」が
100%となったら、「次へ進む」をクリック

50ページへ

例 1

売買代金合計 : 5500万円
ローン金額 : 4500万円
申告者の自己資金 : 1000万円

取得した資産に係る借入金等の状況の入力

2か所以上から住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の交付を受けている場合、全ての証明書の合計を入力してください。

共有者（連帯債務者）の氏名	あなた	山田 花子	合計額
各共有者の単独債務による当初借入金額	0円	0円	0円
年未残高	0円	0円	0円
連帯債務による当初借入金額		45,000,000円	
各共有者の自己資金負担額（いわゆる頭金の負担額）	10,000,000円	0円	10,000,000円

連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合と年末残高

上記の入力から計算した、連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合と年末残高は以下のとおりです。

共有者（連帯債務者）の氏名	あなた	山田 花子	合計額
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合	59.67 %	40.33 %	*負担割合合計 100%
浦里建設にトス建今にシヌタ共	135,460円	17,664,540円	43,800,000円

前に戻る

次へ進む

連帯債務の入力②-2【該当の方のみ】 諸費用分をローンで借りている場合

取得した資産に係る借入金等の状況の入力

2か所以上から住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の交付を受けている場合、全ての証明書の合計を入力してください。

共有者（連帯債務者）の氏名	あなた
各共有者の単独債務による当初借入金額	300万円
当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	0円
連帯債務による当初借入金額	43,000,000円
各共有者の自己資金負担額（いわゆる頭金の負担額）	0円

諸費用ローン金額分300万円を持分で按分して
マイナス表記で入力
 $300\text{万円} \times 1/2 = -150\text{万円}$

連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合と年末残高

上記の入力から計算した、連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合と年末残高は以下のとおりです。

共有者（連帯債務者）の氏名	あなた	山田 花子	合計額
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合	46.51 %	46.51 %	*負担割合合計 93.02%
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高	19,441,180円	19,441,180円	41,800,000円

⚠ 計算の結果、以下の金額間に相違があるため、調整が必要になります。

各共有者の自己資金負担額を各共有者間で調整して減額（増額）し、「*負担割合合計」が100%になるように入力してください。
借入金額が住宅や土地の取得対価の額を超えている場合（いわゆるオーバーローンの場合）は、「各共有者の自己資金負担額」にマイナス金額を入力して調整してください。

- ・住宅及び土地の取得対価の額

40,000,000円

- ・当初借入金額の合計額と自己資金負担額の合計額

43,000,000円

入力完了し、青枠内「負担割合合計」が
100%となったら、「次へ進む」をクリック

例2

売買代金合計 : 4000万円
当初借入金額 : 4300万円
↓

諸費用ローン分 : 300万円
持分 ご主人様 : 1/2
奥様 : 1/2

取得した資産に係る借入金等の状況の入力

2か所以上から住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の交付を受けている場合、全ての証明書の合計を入力してください。

共有者（連帯債務者）の氏名	あなた	山田 花子	合計額
各共有者の単独債務による当初借入金額	0円	0円	0円
当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	0円	0円	0円
連帯債務による当初借入金額	43,000,000円		
各共有者の自己資金負担額（いわゆる頭金の負担額）	-1,500,000円	-1,500,000円	-3,000,000円

連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合と年末残高

上記の入力から計算した、連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合と年末残高は以下のとおりです。

共有者（連帯債務者）の氏名	あなた	山田 花子	合計額
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合	50 %	50 %	*負担割合合計 100%
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高	20,900,000円	20,900,000円	41,800,000円

前へ戻る

次へ進む

適用する控除の選択

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > **必要事項入力** > 計算結果確認

適用する控除の選択

適用を受けることのできる控除の説明

以下のいずれかの控除が受けられます。
いずれかを選択して確定申告書を提出することとなります。その後の全ての年分において選択替えはできませんのでご注意ください。

控除の種類	住宅借入金等特別控除	認定長期優良住宅の場合 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	認定低炭素住宅の場合 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例
控除期間	13年間	13年間	13年間
本年分の控除額	261,300円	261,300円	261,300円
適用を受けるための条件		<p>この特例を適用するためには、以下の書類が必要です。 お持ちでない場合は、「住宅借入金等特別控除」が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none">・長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し・住宅用家屋証明書（写し可）又は認定長期優良住宅建築証明書	<p>この特例を適用するためには、以下の書類が必要です。 お持ちでない場合は、「住宅借入金等特別控除」が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none">・低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し・住宅用家屋証明書（写し可）又は認定低炭素住宅建築証明書 * 低炭素建築物とみなされる特定建築物の場合、上記に代えて「特定建築物用の住宅用家屋証明書」が必要です。

適用を受ける控除の選択

住宅借入金等特別控除

(認定長期優良住宅に該当) 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例

(認定低炭素住宅に該当) 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例

前に戻る **次へ進む**

中古住宅の場合はこの画面は表示されませんので次ページへお進み下さい

適用する控除を選択し「次へ進む」をクリック

認定長期優良住宅、認定低炭素住宅の場合は別途必要書類の提出が必要となりますのでご注意ください

該当の書類が無い場合は通常の住宅ローン控除が適用されます

入力内容確認

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > 必要事項入力 > 計算結果確認

入力内容の確認

入力された内容は以下のとおりです。訂正がある場合は【入力した内容を訂正】ボタンをクリックしてください。

入力された内容から計算した控除額は、**261,300円** となります。

住宅の取得形態等

住宅の新築又は土地付きの新築住宅を購入した

住宅に居住を始めた年月日

令和2年2月15日

住宅に関する事項

土地等

5,865,185円

借入金等に関する事項

住宅借入金等の内訳	年末残高	当初金額
1 住宅及び土地等	43,800,000円	45,000,000円

連帯債務による借入金の各自の負担割合に関する事項

各自の負担割合は、入力された持分割合や借入金の金額等から計算した結果です。

負担割合	あなた	山田 花子
	59.67%	40.33%

適用を受けることとした控除の種類

住宅借入金等特別控除 (13年間)

入力した内容を訂正

入力した内容を削除

次へ進む

ここまで入力してきた内容が表示されます

①内容を確認し修正が無ければ
赤枠内「次へ進む」をクリック

②修正箇所があれば
青枠内「入力した内容を訂正」をクリック

令和2年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

?よくある質問 検索 ご利用

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
入力方法 申告書の作成をはじめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民票等入力 住所・氏名等入力
マイナンバーカード

税額控除・その他の項目の入力

(単位：円)

税額控除の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した控除額 (②)から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除			
投資税額等控除			
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 ②	訂正・内容確認	②	265,800 ②
政党等寄附金等特別控除 ②	入力する	②	
住宅耐震改修特別控除 ②	入力する	②	
住宅特定改修特別税額控除 ②		②	
認定住宅新築等特別税額控除 ②		②	
災害減免額 ②	入力する	②	
外国税額控除等			
その他の項目			

(単位：円)

項目	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容等
予定納税額			
専従者控除額の合計額			
平均課税対象金額			
変動・臨時所得金額			
本年分で差し引く繰越損失額			

ページ下部へスクロールし
「入力終了(次へ)」をクリック

入力できない控除等がある場合は[こちら](#)をクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ)>

令和2年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

?よくある質問 検索 ご利用

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
入力方法 申告書の作成をはじめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民票等入力 住所・氏名等入力
マイナンバーカード

計算結果確認

返付される金額は、135,500円です。

これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。
確認を終えられたら、画面下の「次へ」ボタンをクリックしてください。

収入金額等		税金の計算（税額控除等）	
事業	営業等 (ア)	(30)	2,145,000
	農業 (イ)	(31)	117,000
不動産	(ウ)	(32)	
利子	(エ)	(33)	
配当	(オ)	(34)	265,800
給与	区分 (カ)	(35)～(37)	0
	公的年金等 (キ)	(38)～(40)	0
雑	業務 (ク)	(41)	0
	その他 (コ)	(42)	
総合課税	短期 (サ)	(43)	0
	長期 (タ)		
	長期 (シ)		
一時	(ハ)		
所得金額等			

分離課税の収入金額・所得金額

所得の種類	収入金額	所得金額	収入金額に繰り越される損失の金額	
土地建物等の譲渡所得	短期譲渡	一般分 (ス)	(64)	
		軽減分 (セ)	(65)	
	長期譲渡	一般分 (ソ)	(66)	
		特定分 (タ)	(67)	
退職所得	軽課分 (チ)	(68)		
		(ツ)	(69)	
		(テ)	(70)	(93)
		(ト)	(71)	
		(ナ)	(72)	(96)
		(ヌ)	(74)	

収入金額・所得金額を修正する

< 戻る 次へ>

生命保険料控除・地震保険料控除がない方

令和2年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 利用規約

トップ画面 事前準備 形式等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめると前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

マイナンバーカード

住民税等入力

以下の項目について入力が必要な方は、「住民税に関する事項」をクリックし、入力してください。

住民税に関する事項

1 給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方の住民税の徴収方法の選択
2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目
○ 誰当する
○ 誰当しない
3 別居の配偶者・親族がいる方の入力項目
○ 誰当する
○ 誰当しない

詳しくはこちら

< 入力画面に戻る 入力終了(次へ)>

生命保険料控除・地震保険料控除がある方

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめると前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

書面提出

住民税等入力

以下の項目について入力が必要な方は、「住民税・事業税に関する事項」をクリックし、入力してください。

住民税・事業税に関する事項

1 給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方の住民税の徴収方法の選択
2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目
3 別居の配偶者・親族・事業専従者がいる方の入力項目
4 配当所得等がある方の入力項目
5 株式等譲渡所得割控除税額がある方の入力項目
6 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

詳しくはこちら

< 入力画面に戻る 入力終了(次へ)>

生命保険料控除等がない方は青枠内をチェック後
『住民税に関する事項』をクリック

源泉徴収票の内容の入力となります

『住民税・事業税に関する事項』をクリック

源泉徴収票の内容の入力となります

16歳未満扶養親族入力・確認【該当の方のみ】

令和2年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

住民税に関する事項の入力

1 納与・公的年金等以外の所得がある方の入力項目 ?

・給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

特別徴収
 自自分で納付

2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目 ?

扶養親族の氏名 (全角10文字以内)	続柄 (全角5文字以内)	生年月日	国外居住親族	年末調整済み	別居の該当

3 別居の配偶者・親族がいる方の入力項目 ?

・別居の配偶者・親族（16歳未満、申告される方以外の扶養親族も含む。）の氏名・住所

姓： 名：

住民税に関する事項の入力

1 納与・公的年金等以外の所得がある方の入力項目 ?

・給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

特別徴収
 自自分で納付

2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目 ?

扶養親族の氏名 (全角10文字以内)	続柄 (全角5文字以内)	生年月日	国外居住親族	年末調整済み	別居の該当
山田 太朗	子	令和 2 年 7 月 10 日	□	□	□
			□	□	□
			□	□	□
			□	□	□
			□	□	□
			□	□	□

名：
[全角28文字以内] ※印刷する場合は各全角16文字以内

住所：

※ 2名以上いる場合は、「名」又は「住所」欄に「他〇名」と入力してください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

赤枠内を入力し完了後、画面下部へスクロールし
赤枠内の『入力終了(次へ)』をクリック

生命保険料控除等の申告がある方は
源泉徴収票の内容を入力したものが
反映されますので、内容をご確認ください

還付金額確認・本人情報入力①

住所・氏名等入力

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

還付金額について

あなたの還付金額は **135,500円** です。

計算の結果
こちらが今回の確定申告で
還付される金額となります

住所・氏名等入力

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

還付金額について

あなたの還付金額は **135,500円** です。

受取方法の選択 **必須**

還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください（申告される方ご本人名義の口座に限ります。）。
入力に誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります。

ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み
 ゆうちょ銀行への振込み
 ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

還付金の
振込先、住所、氏名等の入力です
赤枠内から
希望の還付先をチェックします

本人情報入力②

ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み
 ゆうちょ銀行への振込み
 ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

銀行・信用金庫等の預金口座への振込みを希望する場合

金融機関名等 (全角15文字以内)

金融機関名等の入力方法
 一部のインターネット専用銀行には還付金の振込みができません。
 振込みの可否については、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

本店名 (全角14文字以内)

本店名等の入力方法

預金種類

口座番号 (半角数字7桁)

還付先口座入力

住所・氏名等の入力

制限文字数を超える場合、省略可能な文字（マンション名等）は省略して入力しても差し支えありません。

納税地情報

納税地 **必須**

住所を納税地とする場合には、届出が必要です。

住所又は居所
 郵便番号 -

都道府県 市区町村

郵便番号から検索できなかった方は、こちらから都道府県や市区町村を選択してください。

町名・番地 **必須**
 (都道府県市区町村と合計で全角28文字以内)

建物名・号室
 (全角28文字以内)

令和3年1月1日の住所 **必須**
 令和3年1月1日の住所は上記と同じですか？

申告書を提出する税務署

提出先税務署 **必須**
 都道府県 税務署名

リストから都道府県を選択後、税務署名を選択してください。

整理番号 (半角数字8桁)

整理番号は入力不要

e-Tax利用の方は手書きしている日付を入力

提出年月日
 令和 年 月 日

氏名等

氏名（カナ）	セイ（全角11文字以内）	メイ（全角11文字以内）
<input type="text" value="ヤマダ"/>	<input type="text" value="イチロウ"/>	「セイ」と「メイ」欄の合計で12文字以内
氏名（漢字）	姓（全角10文字以内）	
<input type="text" value="山田"/>	(半角数字合計14桁以内)	
電話番号	<input type="text" value="080"/>	<input type="text" value="1234"/>
世帯主の氏名	ご自身が世帯主 (全角10文字以内)	
	<input type="text" value="山田一郎"/>	
世帯主からみた続柄	(全角5文字以内)	

世帯主様の申告の場合はこちらをクリックすると世帯主氏名、続柄が入力されます

すべて入力後ページ最下部にある『次へ進む』をクリック

マイナンバーの入力

マイナンバーの入力

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

マイナンバーがお分かりにならない場合は、「次へ進む」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。

	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー（半角数字12桁）	入力値を表示する
1	山田 一郎	本人	昭和53年4月6日	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
2	山田 太朗	子（16歳未満）	令和2年7月10日	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>

i 作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

前に戻る 次へ進む

表示されている方の
マイナンバーを入力し
『次へ進む』をクリック

帳票印刷・データ保存①

申告書等印刷

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

印刷に当たっての留意事項

- 申告書等はAdobe Acrobat Readerで表示・印刷しますので、インストールしていない方は、「[推奨環境](#)」のバージョンを確認し、ダウンロードしてください。
- [ダウンロードははこちら](#)
- 申告書等は、A4サイズの「[普通紙](#)」を使用して、[白黒又はカラーで片面印刷](#)してください。
- 提出用の申告書等については、3点マークが正しく印刷されているか確認してください。
- [印刷結果の確認方法ははこちら](#)
- プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して申告書等の印刷することができます。
- [プリントサービスの詳細ははこちら](#)

印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第一表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第一表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類台紙
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第二表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第二表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	住宅借入金等特別控除額の計算明細書【提出用及び住民税用】
<input checked="" type="checkbox"/>	住宅借入金等特別控除額の計算明細書【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類等のご案内

帳票表示・印刷

手順1 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。

手順2 展面下に表示される通知の「ファイルを開く」をクリックして帳票を表示し、印刷してください。

[帳票の印刷や保存で分からぬことがある方はこちら](#)

帳票表示・印刷

ご自宅にプリンタがない方は
『[プリントサービスの詳細はこちら](#)』から
コンビニ等での印刷方法をご確認いただけます

ページ下部へ
スクロール

申告内容の確認・訂正

帳票を確認した結果、申告内容の確認・訂正が必要な方は以下のボタンをクリックしてください。

申告内容の確認・訂正

次へ進む

『**帳票表示・印刷**』をクリックし
申告前の確定申告書をご確認いただき
PDFデータの保存をお願いします

保存後『**次へ進む**』をクリック

帳票印刷・データ入力②

申告書を印刷した後の作業について

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

i 来年の申告・納税はe-Taxで！
e-Taxのご利用には、マイナンバーカードをご用意ください。（PCで申告する場合はICカードリーダライタをご用意ください。）
マイナンバーカードとICカードリーダライタをお持ちでない方でも、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

入力データの保存 入力データを保存しておくと、来年の申告書等の作成に利用することができます。
入力データを保存する

補充記入・押印 以下のリンクを開いて納税地・氏名等の記載方法を確認し、押印や必要に応じて手書きで記入してください。
申告書B第一表
申告書B第二表
税務職員を持った「振り込め詐欺」にご注意ください。
 【振り込め詐欺】にご注意ください
 【せせ税務職員などにご注意ください】

アンケートのお願い このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。
アンケートの回答は任意です。
アンケートに回答する

他の申告書等を作成する方へのご案内 住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や贈与税などの申告書等や他の年分の申告書を作成することができます。
作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。
他の申告書等を作成する

前に戻る **終了する**

『入力データを保存する』をクリックし
作成データの保存お願いします

保存完了後、ページ下部へスクロール

贈与税の申告がある方
⇒青枠の『他の申告書等を作成する』をクリック
贈与申告のPDF8ページへ

贈与税の申告がない方
⇒赤枠の『終了する』をクリック
⇒表示画面で『はい』をクリックして終了です

確定申告書類提出方法・提出期限

〈注意事項〉

- 61ページの提出書類を、管轄の税務署に

2021年3月15日までに郵送または持参してご提出ください

- 贈与申告がある方は、贈与申告作成用のPDFをご参照いただき

別途贈与申告分の確定申告書を作成してご一緒にご提出ください

- ◎税務署へ持参する方は入場整理券が必要ですので、管轄の税務署へご確認ください

提出書類一覧 ~住宅ローン控除~

※贈与申告がある方は贈与申告用PDFもご確認ください

チェック欄	書類名	取得場所	備考欄
<input type="checkbox"/>	売買契約書・請負契約書(写)	不動産会社	
<input type="checkbox"/>	全部事項証明書(土地・建物)(原本)	法務局	所有権移転後のもの
<input type="checkbox"/>	住宅取得資金にかかる借入金年末残高証明書(原本)	借入金融機関等	令和3年1月末頃までに郵送されます 住宅ローンが複数ある方はすべて必要です※1
<input type="checkbox"/>	中古住宅で基準の建築年数を超えた場合の証明書類		該当の場合のみ（耐震基準適合証明書・既存住宅性能評価書・既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証明書等）
<input type="checkbox"/>	認定長期優良住宅証明書		該当の場合のみ
<input type="checkbox"/>	すまい給付金の受取金額の確認資料	すまい給付金事務局	すまい給付金を受け取った方のみ これから申請する方、受け取っていない方は不要
<input type="checkbox"/>	医療費控除明細書及び付属する書類	国税庁HP	指定書式※2
<input type="checkbox"/>	寄付金受領証明書（ふるさと納税申告用）	納税地	該当の場合のみ 複数ある場合はすべて
<input type="checkbox"/>	生命保険料・地震保険料控除証明書	保険会社	該当の場合のみ
<input type="checkbox"/>	マイナンバー確認書類		マイナンバーカード(写)・通知カード(写)・住民票など
<input type="checkbox"/>	本人確認資料		免許証・保険証等 マイナンバーカード(写)添付の場合は不要
<input type="checkbox"/>	住宅取得資金贈与を受けた金額の確認書類		該当の場合のみ 通帳の写し(名義部分、該当ページ)など
<input type="checkbox"/>	確定申告書一式(提出用・控えと記載のあるもの)		作成したPDFより出力
<input type="checkbox"/>	返信用封筒(切手貼付)		郵送提出の場合のみ(税務署にて收受印を押印後返送されます)

※1・2 → 7ページ参照ください

お疲れさまでした

ご不明な点等ございましたら

リビングコールセンター 0120-876-132

または

リビングライフ ローン課 ro-n@living-life.co.jp

までご連絡ください

